

自己点検事項

◇ 栄養サポートチーム加算(A233-2)

(1) 当該保険医療機関内に、以下から構成される栄養管理に係るチーム(以下「栄養サポートチーム」という)が設置されている。また、以下のうちいずれか1人は専従である。(適・否)

※ ただし、当該栄養サポートチームが診察する患者数が1日に15人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。

ア 栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤医師

なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師(栄養管理に係る所定の研修を修了した医師に限る。)を2名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該2名の非常勤医師が栄養サポートチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

イ 栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤看護師

ウ 栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤薬剤師

エ 栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤管理栄養士

※ 上記アからエまでのほか、歯科医師、歯科衛生士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、言語聴覚士が配置されていることが望ましい。

※ 注2(特定地域)に規定する点数を算定する場合は、上記にかかわらず、栄養管理に係る所定の研修を修了した常勤医師及び看護師、薬剤師、管理栄養士で構成する。

なお、一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1を除く。)を算定する病棟である。(特定機能病院及び許可病床数が400床以上の病院並びにDPC病院の病棟を除く。)

(2) 当該保険医療機関において、栄養サポートチームが組織上明確に位置づけられている。

(適・否)

点検に必要な書類等

・栄養サポートチームを構成する者の出勤簿

点検に必要な書類等

・1日にチームが診察した患者数が分かるもの
・研修の修了証

医療機関コード

保険医療機関名

(3)算定対象となる病棟の見やすい場所に栄養サポートチームによる診療が行われている旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされている。 (適 ・ 否)

(4)当該加算の対象患者について栄養治療実施計画を作成するとともに、当該患者に対して当該計画が文書により交付され、説明がなされている。 (適 ・ 否)

(5)当該患者の栄養管理に係る診療の終了時に栄養治療実施報告書を作成するとともに、当該患者に対して当該報告書が文書により交付され、説明がなされている。 (適 ・ 否)

医療機関コード

保険医療機関名